

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和4年11月29日(火) 第9453号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	保安林の指定の解除予定（2件）（569・570）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 2
	県営土地改良事業の工事の完了（571）（東部農林事務所）・・・・・・・・・・ 2

# 告 示

## 鳥取県告示第569号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年11月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
鳥取市青谷町楠根字寺屋敷553の9、553の10、553の12
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由  
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

## 鳥取県告示第570号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年11月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡北栄町弓原宇灘山874の11から874の20まで・877の25から877の46まで（以上32筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

## 鳥取県告示第571号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和4年11月29日

鳥取県東部農林事務所長 加 藤 裕 利

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営農村地域防災減災事業 西谷地区 ため池整備	令和4年11月9日